

令和5年度 第2回

東京都

医療的ケア児支援地域協議会

- ▶ 日 時 : 令和5年12月20日 (水曜日) 18時30分から
- ▶ 実施方法 : オンライン会議

会議の進行

I 開会

II 議事

- (1) 令和5年度医療的ケア児等コーディネーター研修の実施状況
- (2) 令和5年度医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業の実施状況
- (3) 令和5年度障害者（児）ショートステイ事業（短期入所開拓支援）の実施状況
- (4) 令和5年度医療的ケア児訪問看護ステーション体制整備事業の概要と実施状況
- (5) 令和5年度保護者の就労支援関連事業の概要
- (6) 医療的ケア児支援センターの運営状況の報告
- (7) 医療的ケア児支援担当者区市町村連絡会の開催
- (8) 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の動向

III 閉会

【参考】令和5年度の都における取組（障害福祉分野）

都における取組

第十期障害者施策推進協議会第2回専門部会（R5.8.18）資料5-1より抜粋

➤ 都の実態調査の結果等も踏まえ、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、在宅生活を支えるサービスの充実、支援や調整を行うことができる人材の養成、保護者の就労支援に取り組む

協議 の場

- **医療的ケア児支援地域協議会（R3-）**
 - ▶ 医療的ケア児支援に係る関係機関による施策の推進や連携の強化を図る協議の場を運営

相談 拠点

- **医療的ケア児支援センター（R4-）** **議事6**
 - ▶ 医療的ケア児・家族等に対する相談支援、区市町村・関係機関への情報提供、連絡調整の拠点

在宅 支援

- **重症心身障害児等在宅療育支援事業（S57-）** H29対象拡大
 - ▶ 訪問看護による医療的ケアや発達・療育支援、家族への看護技術指導や療育相談等を実施
- **医療的ケア児訪問看護ステーション体制整備事業（R5-）** **R5新規** **議事4**
 - ▶ 訪問看護ステーションの職員に対する研修を実施し、医療的ケア児の受入れに係る経費を補助
- **在宅レスパイト・就労等支援事業（H23-）** H29対象拡大 **R5拡充** **議事5**
 - ▶ 家族の休養や就労等を支援するため、自宅へ訪問看護師の派遣に取り組む区市町村を支援
- **障害者（児）ショートステイ事業** **議事3**
 - ▶ 短期入所事業所において病床確保、看護師等に係る経費補助により受入れを促進 **R5拡充**
 - ▶ 医療型短期入所の新規開設に向けた開拓、医療機器等の整備費用を補助 **R5新規**
- **医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業（R5-）** **R5新規** **議事2**
 - ▶ 民間事業所等に配置されている医療的ケア児等コーディネーターの活動に係る経費を補助

通所 支援

- **障害児の放課後等支援事業（R3-）**
 - ▶ 医療的ケア児や重症心身障害児の放課後等の支援の拡充に取り組む区市町村を支援

【参考】令和5年度の都における取組（障害福祉分野）

第十期障害者施策推進協議会第2回専門部会（R5.8.18）資料5-1より抜粋

都における取組（続き）

人材育成

- **医療的ケア児等支援者育成研修（H29-）**
 - ▶ 支援に関わる関係機関職員(教育・保育、行政職員も含む)を対象に、支援に関する基本的な理解を促進
- **医療的ケア児等コーディネーター養成研修（H30-） R5拡充** **議事 1**
 - ▶ 主に相談支援専門員等を対象に医療的ケア児の支援を地域において総合調整するコーディネーターを養成
- **医療的ケア児受入促進研修（R4-）**
 - ▶ 障害児通所支援事業所等向けの医療的ケア児の受入れ、体制整備に向けた基礎知識の習得
- **医療的ケア児に対応できる看護職員育成研修（R5-） R5新規**
 - ▶ 障害児通所支援事業所への就業予定、希望がある看護職員向けの医療的ケアの知識・技術の習得

保護者の就労

- **医療的ケア児ペアレントメンター事業（R5-） R5新規** **議事 5**
 - ▶ 親の就労や子育てに関する不安や悩みに対してメンターによる傾聴、共感、寄り添い等の支援
- **医療的ケア児日中預かり支援事業（R5-） R5新規**
 - ▶ 医療的ケア児の日中預かりを行う事業所に対して、必要な経費を補助

議事 1

令和5年度医療的ケア児等コーディネーター 研修の実施状況

1 - 1 令和5年度の研修の実施方法・内容の見直し

<見直しのポイント>

① 配置計画の導入と申込方法の見直し

- 配置計画を新たに作成し、配置計画に基づく受講者推薦の実施により、自治体による計画的な配置を促進

② 演習内容の見直し

- より実践に近い内容となるよう、医療的ケア児の生活や実際の支援をみて、アセスメントの視点を学ぶプログラムを充実
- 近隣エリアで演習グループを形成し、地域性を重視した顔の見える関係を構築

③ フォローアップの見直し

- 修了生の支援経験に応じた研修を実施した後、自治体別・圏域別にグループセッション等を実施する合同研修を開催

1 - 2 自治体の配置計画の例

A区

〈配置の考え方〉

〈受講・推薦予定〉

1 行政

障害児支援の中核的な施設である区立心身障害福祉センターに優先配置、特定相談支援事業所の指定を受けている障害者福祉課に配置

R5 心身障害者福祉センター
R6 障害者福祉課

2 エリア

区内の配置状況を考慮し、不足するエリア（未配置）の民間事業所に配置

R6 A地区、R7 B地区

3 障害児通所

専門性の向上を図るため、医療的ケア児に療育を実施する障害児通所支援事業所に配置

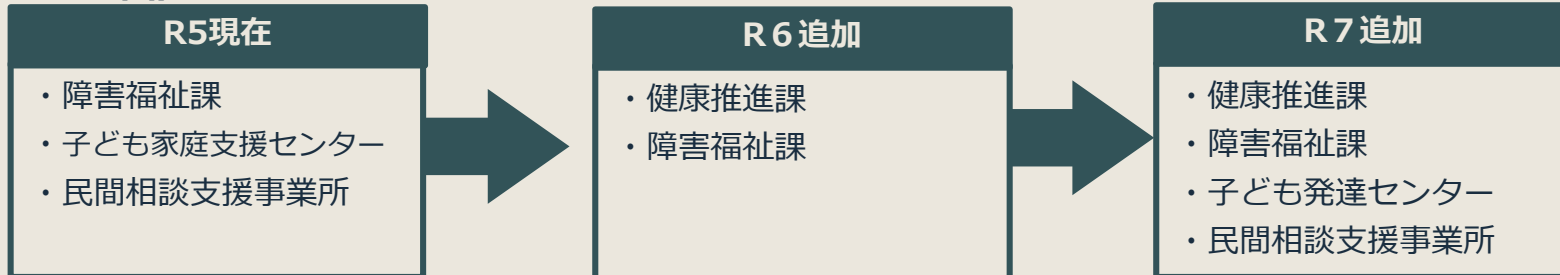
R9 事業所

その他

その他受講希望がいた場合、区内の配置状況や計画等を考慮

B市

〈受講の計画〉

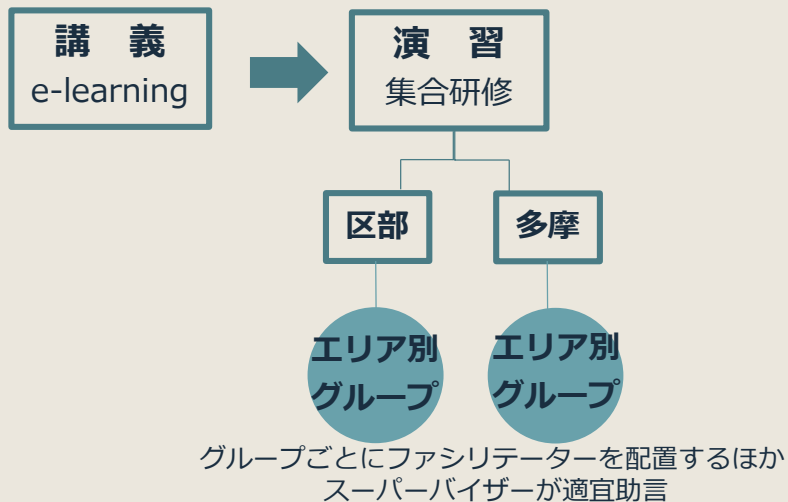


〈庁内の役割〉

健康推進課	子ども発達センター	障害福祉課	民間相談支援事業所
赤ちゃん訪問時からケースワークを行い、医療機関との連携強化と庁内関係機関との情報共有・連携	協議の場の事務局としての役割、相談支援事業所としての計画相談支援	専任の医療的ケア児等コーディネーターとともにケースワーク、基幹相談支援センターとしての計画相談支援	計画相談支援

1 - 3 研修の実施状況

■ 演習の様子



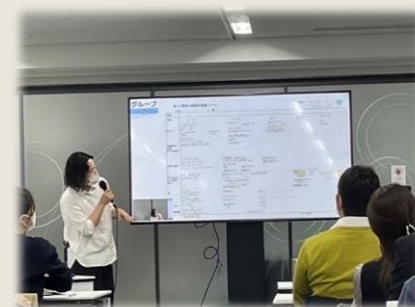
エリア別にグループ化



見通しシート、全体把握シートなどを活用して必要な支援をメンバーで組み立て



医療的ケア児の支援の実際、
計画作成のためのアセスメントの視点を学ぶ



本人を中心としたアセスメントとライフステージを見通した支援を組み立て、全員で共有

■ 今後のスケジュール

12月	R6.1月	2月	3月
<ul style="list-style-type: none"> ・区部・多摩 演習 ・フォローアップ研修 (web) 	<p>修了生の支援経験に応じた フォローアップ研修 (区部・多摩)</p>	<p>→</p>	<ul style="list-style-type: none"> 合同フォローアップ研修 (集合) 自治体別または圏域別に討議

議事 2

令和5年度医療的ケア児等コーディネーター 支援体制整備促進事業の実施状況

2 - 1 医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業の概要

目的

民間事業所等に配置されている医療的ケア児等コーディネーターの活動に係る経費を補助し、地域における活動の定着を促進すること

実施主体

以下の全ての要件を満たす自治体

- 1 医療的ケア児等コーディネーターを自治体内に配置していること
- 2 医療的ケア児等支援の協議の場を設置していること
- 3 医療的ケア児等支援の協議の場に医療的ケア児等コーディネーターを参画させていること

実施内容・補助要件

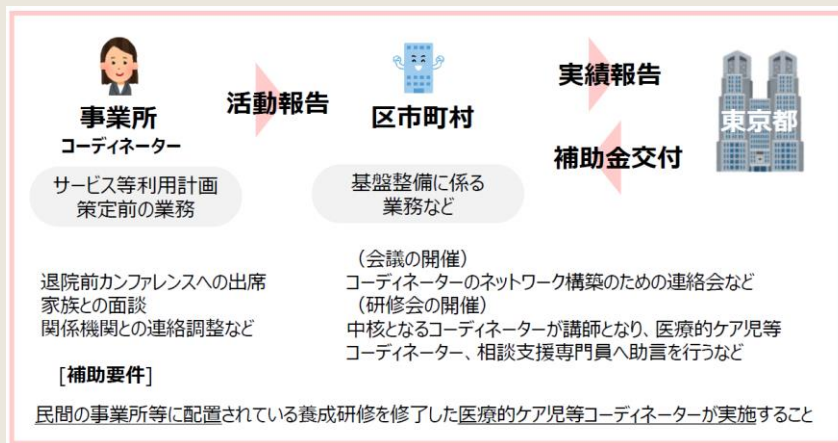
1 基盤整備に係る業務

上限額 420,000円 都（都負担割合10/10）
一年度の間に会議・研修3回まで

2 サービス等利用計画策定前の業務

上限額 32,000円/人（都負担割合3/4）
医療的ケア児等一人あたり8時間まで

(事業周知用チラシ抜粋)



2-2 自治体における事業の活用状況

交付申請の状況

- ・ 7月 交付申請締切、8月 交付決定通知
- ・ 令和4年度末現在で実施要件を満たす25自治体のうち約3割の自治体から申請あり
- ・ 現在、追加の交付申請を受付中（令和6年1月12日締切）

活用事例

（各自治体事業実施計画書より抜粋）

■ 基盤整備に係る業務

- ・ コーディネーター、居宅介護、訪問看護、障害児通所施設等の職員向けの講演会
- ・ 自治体、民間配置のコーディネーターのネットワーク構築を目的とした連絡会
- ・ 民間の相談支援事業所に所属するコーディネーター向けの研修及び事例検討会

■ サービス等利用計画策定前の業務

- ・ 直営の基幹相談支援センター、子ども総合センター、民間事業所におけるサービス等利用計画策定前の業務に対して補助

自治体が期待する効果

- ・ コーディネーター間の連携の促進
- ・ 一層の知識・技術の習得
- ・ 地域全体の支援力の強化
- ・ 課題の共有や支援方法の蓄積

- ・ 積極的な在宅移行支援や多職種連携
- ・ サービス導入前からの家族支援による、家族の不安、負担の軽減と在宅生活への円滑な移行

議事 3

令和5年度障害者（児）ショートステイ事業（短期入所開拓支援）の実施状況

3-1 障害者（児）ショートステイ事業（短期入所開拓支援）事業の概要と取組状況

事業概要

◆医療型短期入所の新規開拓

- ▶ 他自治体での実績のある民間の医療コンサルタントに委託
- ▶ 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院（以下、「病院等」という。）に対し、医療型短期入所の説明や事業指定に向けた支援

①開拓提案のための個別訪問



- ▶ 病院等に対し、医療型短期入所事業所開設の提案、働きかけのため、訪問説明を実施

②短期入所開設講習



- ▶ 開設に興味のある病院等や区市町村向けの講習会を開催（令和6年1月実施予定）

③他施設の視察

- ▶ 開設に強い関心を持つ病院等を対象に、既存の医療型短期入所事業所（病院や老健等）の視察を実施

取組状況（11月末現在）

- 特に医療型短期入所事業所の資源が不足している地域を中心に、**28箇所**の病院等を訪問
- あわせて、**6自治体**を訪問し、各自治体内の医療型短期入所事業所の状況やニーズ等を確認するとともに、本事業の推進について協力を依頼
 - 現在、**5施設（病院2、介護老人保健施設2、介護医療院1）**が新規指定に向けて具体的に検討
- また、既存の医療型短期入所事業所にも訪問し、**2施設**が病床増（計2床）
- 今後、短期入所の開設講習や他施設の視察等を実施し、さらなる資源の拡充に向けて取組を推進

東京都委託事業

参加費
無料

医療型短期入所事業所 新規開設講習

- 東京都では、今年度より医療的ケア児や重症心身障害児(者)等の在宅生活を支える医療型短期入所の資源拡充を目的に、「医療型短期入所開設支援事業」を実施しています。
 - 本講座は、医療型短期入所事業所についての理解を深めていただくことを目的として開催します。医療型短期入所事業所の開設を検討している、又は関心のある医療機関、介護老人保健施設、介護医療院の皆様はぜひご参加ください。
- ※ 本講習は、医療型短期入所事業所の指定や各種加算算定の要件となるものではありません。

日時

令和6年

1月30日(火曜日) 14:00~17:00

※WEB開催予定(Zoom)

対象

都内で新規に医療型短期入所(障害福祉サービス)の開始を検討する、又は関心のある
病院/診療所/介護老人保健施設/介護医療院の職員
(各施設で運営に関わる方を中心に想定していますが、区市町村職員等関連する方もご参加いただけます。)

テーマ

障害福祉制度説明

・関連法規、対象者・事業所の現状
・人員・設備・運営基準
・基本報酬・各種加算 等

短期入所の仕組・運用

・医療型短期入所事業の仕組・運用
・よくあるQ&A紹介 等

支援事例発表

・実際に利用している方の姿
・家庭での様子など利用背景 等

参加申込

- ・ 下記URLもしくは2次元バーコードにて申請フォームにアクセスしてお申込みください。
- ・ 当日参加が難しい場合、後日、動画のリンクを送付可能です。希望される場合は、同じ申請フォームからお申し込みください。
- ・ 応募者多数の場合には、参加をお断りする場合がございます。※その場合は動画リンクの送付とさせていただきます。



<https://forms.gle/Ejn11sds4qDF7nD66>

東京都



お問合せ先 株式会社 医療経営研究所 (担当:長岡・関田)
〒154-0016 東京都世田谷区弦巻1丁目1番12号 電話:03-5787-8635
※電話受付:月曜日から金曜日の9:00~17:00(祝日除く)

委託元 東京都福祉局 障害者施策推進部 施設サービス支援課 療育担当
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 電話:03-5320-4376

議事 4

令和5年度医療的ケア児訪問看護ステーション体制整備事業の概要と実施状況

4-1 医療的ケア児訪問看護ステーション体制整備事業の概要

目的

訪問看護ステーションの職員に対する研修の実施及び医療的ケア児の受入に係る経費を補助し、医療的ケア児の対応ができる訪問看護ステーションを拡充すること

(事業周知用チラシ抜粋)

Point 1 医療的ケア児に対応する看護職員研修 定員 30名

Point 2 医療的ケア児受入れ経費補助 200,000円 (1事業所当たり)

申込の要件

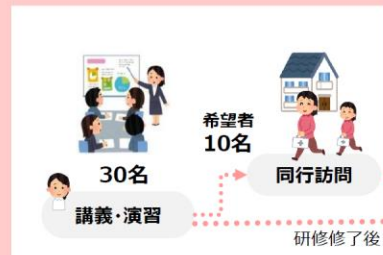
- 1 都内に事業所があること
- 2 医療的ケア児の受入れ経験がないこと

事業の内容

- 1 受入れ経験のない事業所の看護職員を対象に医療的ケア児への訪問看護研修を行います
- 2 研修修了者が所属する事業所が、医療的ケア児を受入れる際の経費の補助を行います
必ず研修を修了することが条件です

研修

医療的ケア児に関する専門知識、技術を習得します。希望者へは同行訪問を行い、在宅療育の現場を通して学びを深めます。



経費補助

研修修了後、年度内に医療的ケア児の受入れが決定した事業所に、備品購入などの経費を補助します。補助を受けるには、東京都へ交付申請が必要です。



補助対象経費の例

①初回訪問時までの準備経費（医療器材・備品等）

高圧滅菌機、洗濯機、乾燥機、カルテ記載用パソコン、連絡用電話、ユニフォーム、自転車等の移動手段、体温計、血圧計、パルスオキシメーター、ペンライト、メジャー、聴診器、ポータブル心電図モニター、輸液ポンプ、シリンジポンプ、経腸栄養用ポンプ、除圧マット、低圧持続吸引器、電源延長コード、吸引器（卓上型・携帯型）、排痰補助装置、吸入器、喉頭鏡、ブレード、スタイレット、その他訪問看護に必要な物品

②引継ぎ等に係る同行訪問の経費

4 - 2 研修の実施状況

実施日・会場

1日目：9月10日（日）、2日目：10月14日（土）、3日目：10月15日（日）

（会場：医療法人財団はるたか会内会議室）

研修内容

プログラム（一部）	ねらい
小児訪問看護の1日の流れ	小児看護のイメージをもつ、ステーションの都合ではなく、利用者の都合で訪問時間を検討しケア内容を組み立てる
抱っこ	緊張が強い子、低緊張の子、医療デバイスの有無で抱っこのしづらは大きく変わる
マッサージ	特にNICU、GCUから退院された子は過敏が強く、マッサージを通して脱感作が必要であることを理解する
入浴	入浴に必要な物品や具体的な入浴方法、注意点を学ぶ
座位保持	ポジショニングの重要性
呼吸	医師、看護師、理学療法士の立場から呼吸の講義、主な呼吸器、コンフォートカフに実際に触れ、体験する
ケースワーク	新判定スコア、週間スケジュールの作成、訪問時間内の手順の作成

抱っこの実技



医療デバイス、緊張の有無に合わせた抱っこを体験

入浴の講義



対象者に応じた浴槽を選択

受講者アンケート（一部）

- ・ 医療的ケアが必要な子どもに対して「できない」、「難しい」と考えるのではなく、その子の可能性を信じ、できる方法を考えることが大切。実際の訪問でもそのような気持ちで関わっていきたい
- ・ 呼吸器を敬遠しがちであったが、研修に参加したことで、敬遠しなくても大丈夫だと感じた
- ・ 事業所内で、医療的ケア児を看ることが出来るスタッフの育成が必要であると感じた

4 - 3 経費補助に係る交付申請の状況

交付申請の状況

11月 交付申請締切、12月 交付決定通知（予定）

（参考）申請事業者の購入予定品目

小児用聴診器、小児用血圧計、小児用マンシエット、
小児用パルスオキシメーター、小児用フィンガークリッププローブ 等



全体スケジュール

9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
研修実施 (講義・実技)	同行訪問	交付申請	交付決定 医療的ケア児 受入れ			実績報告

議事 5

令和5年度保護者の就労支援関連事業の概要

5-1 在宅レスパイト・就労等支援事業の概要

目的

重症心身障害児（者）や医療的ケア児の家族の休養（レスパイト）や就労等を支援するため、家族に代わって一定時間医療的ケア等を行う訪問看護師の派遣に取り組む区市町村を支援

実施主体

区市町村（負担割合:都1/2・区市町村1/2）

補助内容

【サービス提供時間・単位】

1年度の間144時間を上限、1回当たり2~4時間（30分単位）

【補助基準額】

①訪問看護分 世帯の収入状況の区分により変動

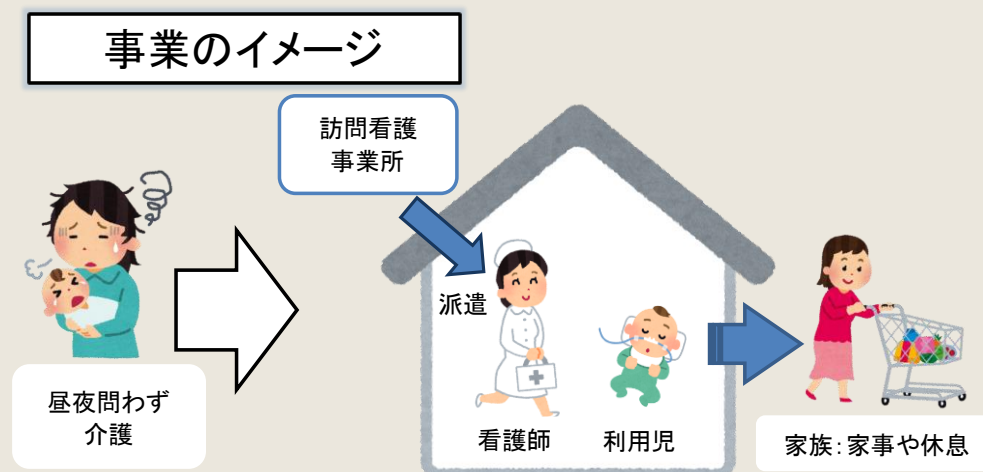
（例）生活保護受給世帯、区市町村民税非課税世帯の場合 2時間：15,000円~4時間：30,000円

②医師指示書分 3,000円

R5実施状況

35自治体で実施

（参考）R4実績は33自治体



5 - 2 医療的ケア児日中預かり支援事業の概要

概要

医療的ケア児の日中預かりを行う事業所に対し支援を行うことにより、日中の預かり先を確保し、医療的ケア児の保護者が安心して就労できる環境を整備

補助対象事業者

都内に開設している医療機関等（病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院）

利用対象

医療的ケア児(医療的ケア判定スコア16点未満の児童に限る。)

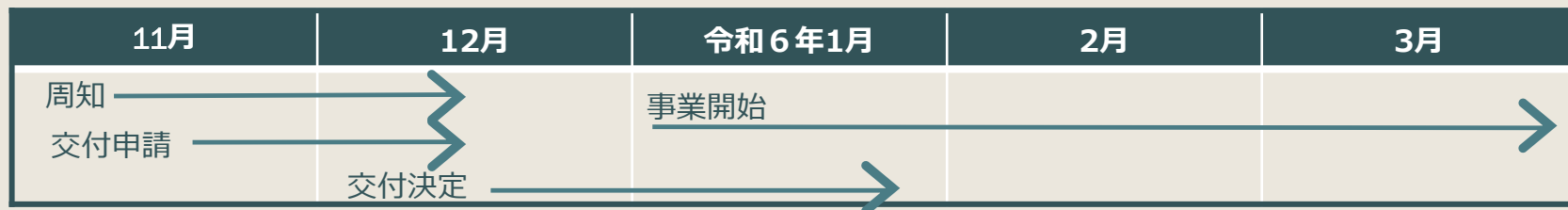
活動内容

事業所内の専用スペース等において、医療的ケア児の受入れに必要な人員、設備等を確保し、原則として連続した8時間以上の日中預かりを実施

補助内容

【対象経費】 人件費、事務費等 【基準額】 預かり時間に応じて補助基準額を設定（※）
（※）例：8時間以上9時間未満 30,000円(なお、所得に応じた利用者の費用負担あり)

全体スケジュール



5 - 3 医療的ケア児ペアレントメンター事業の概要

目的

ペアレントメンターが、医療的ケア児を育てる親が抱える就労や子育て等に関する不安や悩みについて共感し、寄り添い、必要な情報の提供を行うことにより、医療的ケア児を育てる親が安心して子育てと仕事を両立できる環境づくりに寄与

対象者

東京都内に在住する者で、就労中又は就労を希望する医療的ケア児を育てる親

事業内容

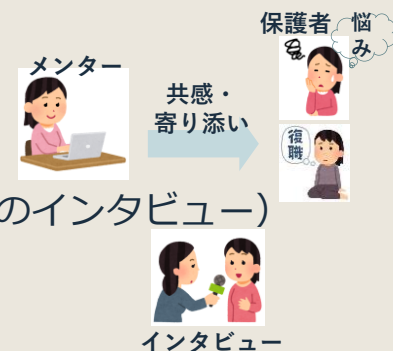
- ①個別相談 ペアレントメンターが、自身の就労や子育ての経験を通じて、不安や悩みの傾聴、共感と寄り添い、経験の語り、必要な情報提供を実施
- ②啓 発 医療的ケア児の子育てをしながら就労の経験がある親の経験談、事例紹介を実施

実施方法

委託により実施

業務
内容

- ・相談支援活動（ZOOMやSNS等によるオンライン形式で実施）
- ・情報発信用動画の制作（子育てをしながら就労の経験がある親へのインタビュー）
- ・広報・周知（事業周知用のデジタルパンフレットを制作）



全体スケジュール

R5年10月	11月	12月	令和6年1月	2月	3月
事業者募集	事業実施委託 審査委員会	契約締結 メンター トレーニング	利用申込受付・メンター活動	動画・パンフ レット納品	

議事 6

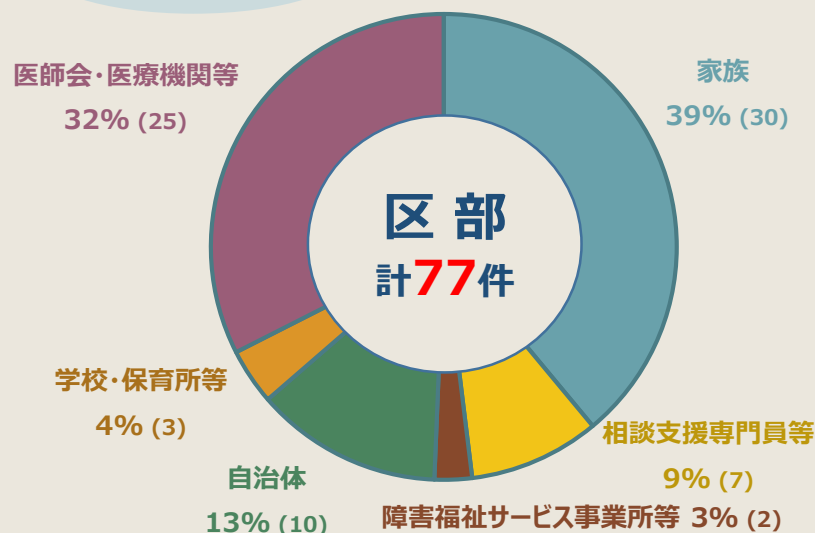
医療的ケア児支援センターの運営状況の報告

6-1 支援センター（区部）の状況①（令和5年4月～11月）

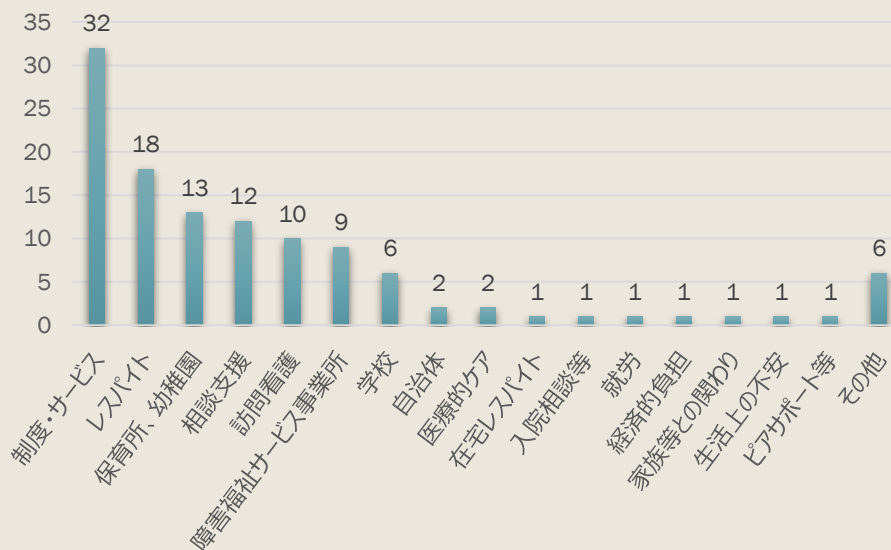
■全体の相談件数 （個別支援）77件、（地域支援）90件

■個別支援 特定の医療的ケア児と家族への個別の支援に向けた対応

相談者属性



相談等の内容



「その他」：車椅子制作事業者の情報、退院支援に関すること

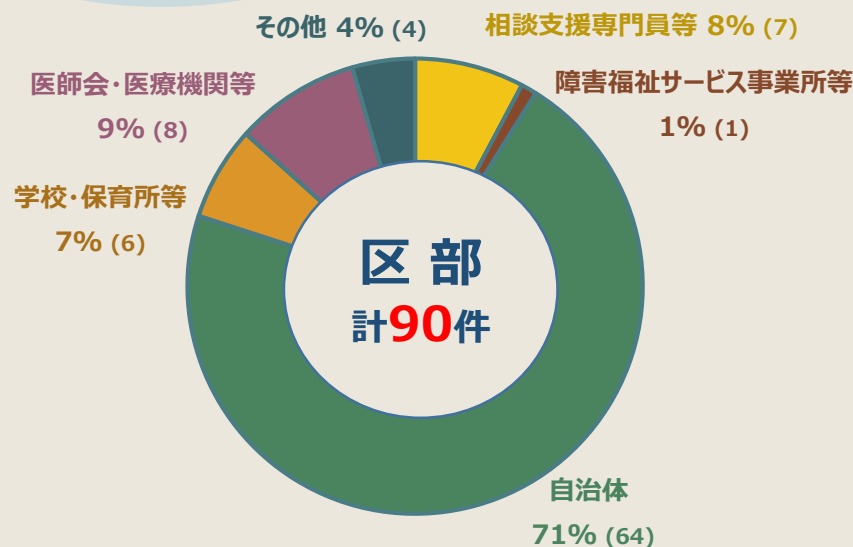
相談事例

- 運動発達に遅れのない医療的ケア児が利用できる児童発達支援の情報を知りたい。（病院看護師）
- 育児休業期間が終了するが、保育所の利用が3歳からであるため預け先がない。このままでは仕事が続けられないため困っている。（家族）

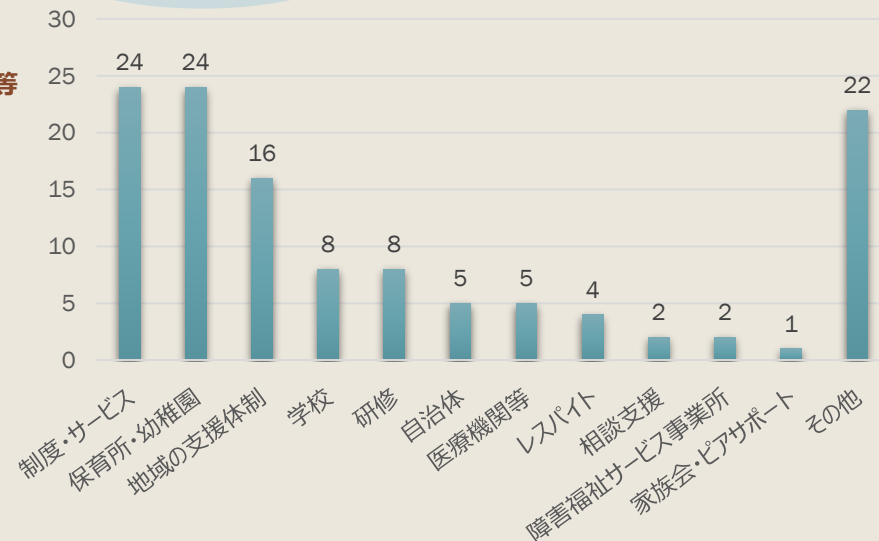
6-2 支援センター（区部）の状況②（令和5年4月～11月）

■ 地域支援 自治体・地域における支援体制を構築するための後方的な支援

相談者属性



情報提供等の内容



「その他」：災害発生時の情報伝達用品の情報、嚥下食に対応した飲食店の情報など

相談事例

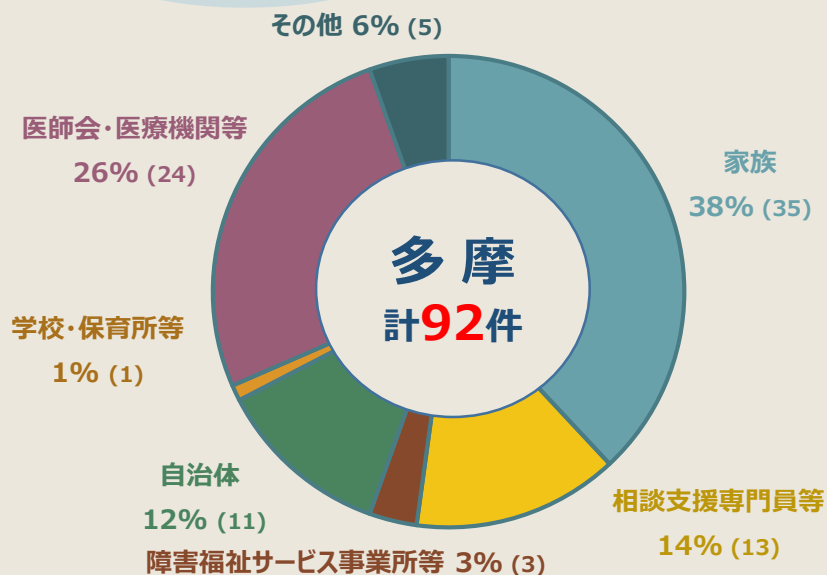
- 保育所における医療的ケア児の受入れに当たり、必要な感染症対策について教えてほしい。（区保育主管課）
- 次年度都内へ修学旅行を予定しているが、朝晩の胃ろうの注入の際に対応できる訪問看護事業所と夜間の緊急時に受診できる病院を紹介してほしい。（他県医療的ケア児支援センター）

6-3 支援センター（多摩）の状況①（令和5年4月～11月）

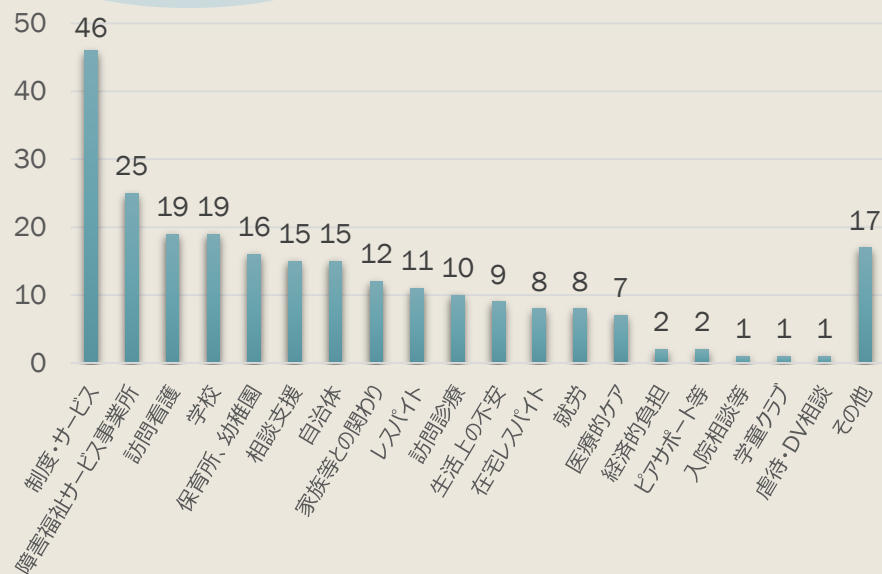
■全体の相談件数 （個別支援）**92**件、（地域支援）**57**件

■個別支援 特定の医療的ケア児と家族への個別の支援に向けた対応

相談者属性



相談等の内容



「その他」：医療用食品の購入方法、通院先の変更に関する相談など

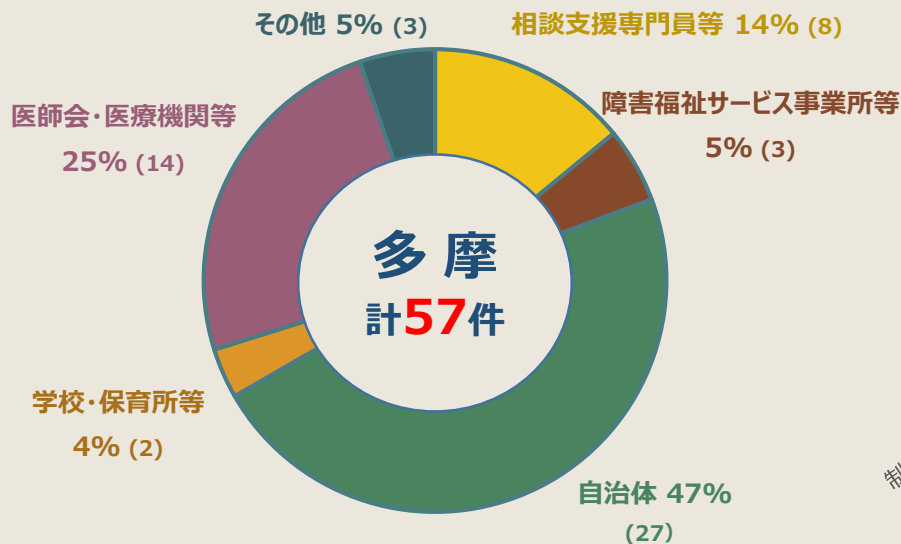
相談事例

- 都内への転居を予定しているが、自治体における医療、保育所、学校などの医療的ケア児受入れの状況について知りたい。（家族）
- 酸素療法と排泄管理が必要な子について、他市の受入可能な児童発達支援事業所について教えてほしい。（市社会福祉協議会相談支援員）

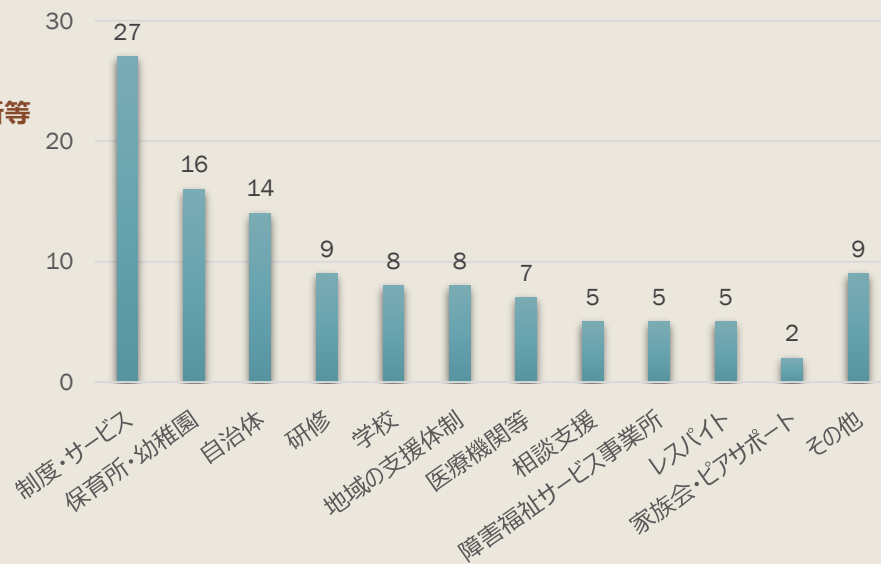
6-4 支援センター（多摩）の状況②（令和5年4月～11月）

■地域支援 自治体・地域における支援体制を構築するための後方的な支援

相談者属性



情報提供等の内容



「その他」：緊急時対応の事例紹介、保育士向け保険の情報など

相談事例

- 保育所職員を対象とした研修の実施を検討しているが、医療的ケア児の受入実績がある講師として適切な市外の保育所関係者を紹介してほしい。
(市保育主管課)
- 歩行可能な医療的ケア児について、現在小児のみを対象とした短期入所を利用しているが、成人移行後にも利用できる短期入所事業所の情報を知りたい。
(医療的ケア児等コーディネーター)

議事 7

医療的ケア児支援担当者区市町村連絡会の 開催

7-1 医療的ケア児支援担当者区市町村連絡会の概要

目的

自治体における支援体制や取組状況に関する情報共有、情報交換を実施することにより、各自治体における支援の更なる充実、担当者間のネットワークの構築を図る。

これまでの実施内容

■令和3年度

- ✓ 都の実態調査の結果、コーディネーターの養成状況等の報告【都】
- ✓ 自治体における医療的ケア児の把握、御家族からの相談対応、庁内連携、コーディネーターの配置・活用の状況等に係る意見交換【自治体】

■令和4年度

- ✓ 調査結果の報告（協議の場の設置、コーディネーターの配置等）【都】
- ✓ 自治体における支援に関する体制及び取組状況の発表・質疑【自治体】
 - ※6区3市による発表（協議の場、庁内連携、実態把握、コーディネーターの配置・役割、災害時避難シミュレーション、サポートブック・ポータルサイト等）
- ✓ 医療的ケア児支援センターの紹介【センター】

7-2 令和5年度の開催予定

特別区

■開催日時

令和6年1月25日（木曜日）
午前10時から12時まで
オンライン開催

■出席予定者

23区自治体職員
23区医療的ケア児等コーディネーター
医療的ケア児支援センター（区部）

■内容

- ✓ 保育園入園の現状と課題
（センター・一部の区）
- ✓ 医療型短期入所事業所開設支援（都）

市町村

■開催日時

令和6年1月25日（木曜日）
午後3時から5時まで
オンライン開催

■出席予定者

市町村自治体職員
市町村医療的ケア児等コーディネーター
医療的ケア児支援センター（多摩）

■内容

- ✓ コーディネーターの計画的な配置と活用
（小児総合医療センター 冨田部長・一部の市）
- ✓ 医療型短期入所事業所開設支援（都）

議事 8

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定の動向

8-1 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について（案）

第44回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（R5.12.6）

資料4「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について（案）」より抜粋

はじめに

- 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（以下「検討チーム」という。）においては、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（以下「令和6年度報酬改定」という。）に向けて、本年5月よりこれまで17回にわたって議論を行うとともに、この間に、49の関係団体からヒアリングを実施した上で、各サービスの報酬等の在り方について検討を積み重ねてきた。
 - これまでの議論を踏まえ、以下の主要事項に沿って、令和6年度報酬改定の基本的な方向性について取りまとめることとした。
障害福祉分野における賃上げをはじめとする人材確保への対応は喫緊かつ重要な課題であり、物価高騰・賃金上昇、経営の状況、支え手が減少する中での人材確保の必要性等を踏まえ、利用者が必要なサービスを受けられるよう、必要な処遇改善の水準の検討を含め、必要な対応を行うことが重要な課題である。
- <報酬改定における主要事項>
- I. 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり
 - 1 障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実
 - 2 医療と福祉の連携の推進
 - 3 精神障害者の地域生活の包括的な支援
 - II. 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応
 - 1 障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築
 - 2 障害者の多様なニーズに応じた就労の促進
 - III. 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し
- 具体的な改定内容（施行時期を含む）については、診療報酬や介護報酬における対応等を踏まえつつ、今後の予算編成過程を経て決定されるものである。

【これまでの開催実績】

第28回：令和5年5月22日 今後の検討の進め方について
第29回～34回：7/12・7/21・7/25・7/31・8/3・8/9 関係団体ヒアリング
第35回：令和5年8月31日 ヒアリングまとめ、主な論点（案）
第36回：令和5年9月19日 個別検討（訪問系サービス）
第37回：令和5年9月27日 個別検討（短期入所、施設入所支援、生活介護）
第38回：令和5年10月11日 個別検討（就労系サービス）
第39回：令和5年10月18日 個別検討（障害児関係）
第40回：令和5年10月23日 個別検討（共同生活援助、地域生活支援拠点等）
第41回：令和5年10月30日 個別検討（計画相談支援、障害児相談支援等）

第42回：令和5年11月15日 個別検討（就労選択支援）、経営実調結果の公表
第43回：令和5年11月29日 横断的事項（人材確保・業務効率化等）
第44回：令和5年12月6日 報酬改定の基本的方向性の整理・取りまとめ

【今後のスケジュール（予定）】

令和5年12月：令和6年度政府予算編成
令和6年2月：令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（案）の取りまとめ
3月：関係告示の改正、通知等の発出
○月：改定後の障害福祉サービス等報酬の適用

8-2 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について（案）

第44回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（R5.12.6）

資料4「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について（案）」より抜粋

I. 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

2 医療と福祉の連携の推進

（1）医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実

① 医療的ケアが必要な者等の受入体制の拡充

（生活介護）

- 医療的ケアが必要な者に対する体制や、医療的ケア児の成人期への移行にも対応した体制を整備するため、常勤看護職員等配置加算について、看護職員の配置人数に応じた評価を行う。
- 医療的ケアが必要な者への喀痰吸引や入浴支援等における複数職員による手厚い体制を評価するため、より手厚く人員を配置した場合の人員配置体制加算を含め、加算の在り方を見直す。
- 重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の報酬設定を行う。

（障害者支援施設）

- 夜間看護体制加算について、入所者への医療的ケアの対応状況を踏まえ、看護職員の配置人数に応じた評価を行う。
- 医療的ケアが必要な者等が医療機関に通院する頻度が高くなっているため、通院支援について評価を行う。

（短期入所）

- 福祉型強化短期入所サービスにおいて、医療的ケア児者の入浴支援等、日中のみの支援ニーズに応えるサービス類型を設ける。
- 福祉型短期入所サービスについては、医療的ケア児者を受け入れて対応している場合や、区分5・6以上を多く受け入れている場合に、医療的ケアを行う体制の評価を行う。
- 医療型短期入所サービスの利用を希望する医療的ケア児者に対して、利用する前から、事前に自宅へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、新たに受け入れた場合の評価を行う。
- 医療型短期入所サービスの指定申請において、介護老人保健施設の指定申請で提出している書類と同様の内容の書類がある場合、省略可能とする。

（2）重度障害者が入院した際の特別なコミュニケーション支援の充実

① 入院中の重度訪問介護利用の対象拡大

- 入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用について、障害支援区分4及び5の利用者も対象とする。

② 入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価

- 特別なコミュニケーション支援が必要な重度訪問介護利用者が、重度訪問介護事業所の従業者の付添いにより入院する際、その入院前に、事業所の職員と医療機関の職員とが事前調整を行い、連携した支援を行う場合について評価する。

8-3 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について（案）

第44回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（R5.12.6）

資料4「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について（案）」より抜粋

（2）質の高い発達支援の提供の推進（続き）

③ 将来の自立等に向けた支援の充実

- 放課後等デイサービスにおいて、こどもの状態等も踏まえながら、通所や帰宅の機会を利用して自立に向けた支援を計画的に行った場合の評価を行う。
- 放課後等デイサービスにおいて、高校生について、学校や地域との連携の下、学校卒業後の生活を見据えた支援を行った場合の評価を行う。

（3）支援ニーズの高い児への支援の充実

※特に記載のないものは児童発達支援・放課後等デイサービス共通

① 医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実

- 認定特定行為業務従事者による支援についての評価の見直しを行う。
- 主として重症心身障害児を通わせる事業所についての評価の見直しを行う。
- こどもの発達や日常生活、家族を支える観点から、医療的ケア児や重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合の評価を行う。
- 医療的ケア児や重症心身障害児の送迎について、こどもの医療濃度等も踏まえた評価を行う。
- 居宅介護の特定事業所加算の加算要件（重度障害者への対応、中重度障害者への対応）に、医療的ケア児及び重度心身障害児を追加する。
- 医療的ケア児の受入れ先の拡充を図る観点から、共生型サービスにおいて、医療的ケア児に対して支援を行った場合の評価を行う。

② 強度行動障害を有する児への支援の充実

- 強度行動障害児支援加算について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実する。放課後等デイサービスにおいて、専門人材の支援の下、行動障害の状態がより強い児に対して支援を行った場合の評価の見直しを行う。
- 放課後等デイサービスの個別サポート加算（Ⅰ）について、行動障害の予防的支援を充実させる観点から、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実する。

③ ケアニーズの高い児への支援の充実

- 個別サポート加算（Ⅱ）について、要支援・要保護児童への支援の充実を図る観点から、子ども家庭センターやサポートプランに基づく支援との連携を推進しつつ、評価の見直しを行う。
- 難聴児支援の充実を図る観点から、児童発達支援センターでの評価も参考に、人工内耳を装着している児に支援を行った場合の評価を行う。
- 視覚障害児や重度の聴覚障害児への支援を促進する観点から、生活介護等での評価も参考に、意思疎通に関し専門性を有する人材を配置して支援を行った場合の評価を行う。
- 児童発達支援の個別サポート加算（Ⅰ）について、保護者の負担軽減・事務の効率化の観点から、基本報酬に包括化して評価することとした上で、重度障害児への支援を充実させる観点から、放課後等デイサービス等での評価も参考に、著しく重度の障害児が利用した場合に評価を行う。
- 放課後等デイサービスの個別サポート加算（Ⅰ）について、著しく重度の障害児が利用した場合の評価の見直しを行う。

④ 継続的に学校に通学できない児童（不登校児童）への支援の充実

- 放課後等デイサービスにおいて、通常の発達支援に加えて、学校との連携を図りながら支援を行った場合の評価を行う。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援の充実

- 効果的な支援を確保・促進する観点から、支援時間に下限を設定する。訪問支援員特別加算について、配置のみでなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、より経験のある訪問支援員への評価の見直しを行う。職種の異なる複数人のチームでの多職種連携による支援についての評価を行う。
- 強度行動障害の支援スキルのある訪問支援員が専門的な支援を行う場合の評価を行う。
- 児童発達支援や放課後等デイサービスでの評価も参考に、家族支援の評価を行う。（再掲）

事務連絡

令和5年度第3回開催予定

令和6年3月26日（火曜日）
18時30分から

※オンライン会議形式にて実施予定